平成２５年（再イ）第２２７号
名古屋市西区中小田井４丁目329番地　レオパレスＹＡＭＡＫＯⅢ202号
再生債務者　眞柄　修司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１２号
三重県名張市美旗町池の台西188番地
再生債務者　山瀬　卓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（再イ）第２５号
北海道旭川市永山４条３丁目１番16号
再生債務者　猪狩　浩文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１７号
栃木県那須塩原市上厚崎377番地31　新厚崎コーポ203号
再生債務者　大島由紀夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（再イ）第７４号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目2460番地の37
再生債務者　山岸　春文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第８９号
埼玉県所沢市上新井４丁目16番地の３
再生債務者　鈴木　康浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第５２号
静岡市清水区入船町６番４号
再生債務者　佐野　竜也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第５５号
愛知県豊田市高上２丁目20番地15
再生債務者　青山　和寛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再イ）第７号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西2563番地15
再生債務者　田口喜代人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日　熊本地方裁判所人吉支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第３３号
千葉県木更津市畑沢４丁目25番19号
再生債務者　曽田　友弥
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年４月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年４月７日
千葉地方裁判所木更津支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第７１５号
東京都港区港南４―６―７―505
再生債務者　大久保勝久
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年４月４日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１００１５号
東京都葛飾区堀切１―24―７―506
再生債務者　築地　和正
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月16日から平成26年６月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００１０号
東京都練馬区富士見台４―24―13
再生債務者　安部　正己
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月19日から平成26年６月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００１４号
千葉県船橋市飯山満町３―1588―31
再生債務者　小林　淳一
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月19日から平成26年６月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第２号
新潟市西蒲区松野尾2726番地６
再生債務者　金子　惇
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月19日から平成26年６月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第３号
新潟市西蒲区松野尾2726番地６
再生債務者　金子　美子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月19日から平成26年６月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第１号
宮崎市柳丸町87番地２　第１コーポはらだ306号
再生債務者　開地　敬彰
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後１時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月20日から平成26年５月28日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第３号
長崎県大村市協和町1737番地　宮崎アパート２号室
再生債務者　雄鹿　智博
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月22日まで
平成26年４月８日　長崎地方裁判所大村支部